

重要事項説明書

- ☒ 短期入所療養介護
- ☒ 介護予防短期入所療養介護

(1) 施設の概要

名 称	老人保健施設 ニューライフあじす 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護
開 設 年 月 日	平成3年1月1日
所 在 地	山口県山口市阿知須4165番地3
T E L	0836-65-5077
F A X	0836-65-5455
管 理 者	三 好 典 子
事 業 所 番 号	3557680018

(2) 目的及び運営方針

〔目的〕

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護(要支援)状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

〔運営方針〕

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。また、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待態の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項を、理解しやすいよう説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的には行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(3) 従業員の職種および員数

	常勤		非常勤		業 務 内 容
	専従	兼任	専従	兼任	
施 設 長		1			施設及び従業員の一元的管理
医 師		2	1	1	日常的な医学的管理
看 護 師	10		1		医師の指示に基づく医療行為、看護業務
薬 剤 師		1			医師の指示に基づく薬剤管理、服薬指導
介 護 職 員	20	3	5		日常的全般の介護、生活支援
理 学 療 法 士		4		1	心身機能の維持回復、必要なリハビリテーション
作 業 療 法 士		3			心身機能の維持回復、必要なリハビリテーション
言 語 聴 覚 士		1			心身機能の維持回復、必要なリハビリテーション
管 理 栄 養 士		1			栄養管理、栄養ケア・マネジメント
支 援 相 談 員	2	3			相談援助、関係機関との連絡調整
介護支援専門員		2			施設サービス計画の作成、実施状況
事 務 職 員		4			請求業務、必要な事務処理全般
そ の 他 職 員	1				設備の維持管理、運転、環境整備全般

(4) 勤務体制

早 出	7時00分 ～ 16時00分	2人
日 勤	8時30分 ～ 17時30分	15人
遅 出	11時30分 ～ 20時30分	2人
夜 勤	17時00分 ～ 9時00分	4人

(5) 定員

入所定員数80名(うち認知症専門棟40名)より実入所者数を差し引いた数とする

療養室	個 室	2人部屋	4人部屋
一般棟(2階)	4 室	6 室	6 室
認知症(3階)	4 室	0 室	9 室

(6) 通常の送迎の実施地域

実 施 地 域	阿知須地区・佐山地区・嘉川地区・秋穂地区・宇部市
---------	--------------------------

(7) 設備

種 類	1階	2階	3階	備 品
診 察 室		1		
機 能 訓 練 室	1			
談 話 室		1	1	テレビ・書棚・テーブル・椅子
一 般 浴 室		1		シャワー 5カ所
特 殊 浴 室			1	順送式機械浴・昇降式リフト浴
食 堂	1			直接配膳
洗 面 所	1	1	1	
ト イ レ	2	1	1	洋式・和式
サービスステーション		1	1	
レクリエーションルーム	1			テレビ・ビデオ・カラオケ・椅子等
汚 物 処 理 室		1	1	
相 談 室	1			
介 護 者 教 室	1			

(8) サービス内容

短期入所療養介護計画	サービス計画の作成および変更、実施状況の把握
食 事	利用者の状態に応じた食事、医師の指示に基づく療養食の提供
入 浴	利用者の状態に応じた入浴の実施
医学的管理および看護	医師による診察、必要に応じて検査、投薬、注射、処置等の実施
介 護	日常生活全般の介護および自立支援を目的としたケア
リハビリテーション	心身の機能維持、必要なリハビリテーションの実施
相 談 援 助	利用者および家族への必要な相談援助、関係機関との連絡調整
栄 養 管 理	栄養ケア計画に基づいた栄養管理
行 政 手 続 代 行	要介護認定等の代行申請
理 美 容 サ ー ビ ス	必要な理美容、整容の提供
そ の 他 サ ー ビ ス 提 供	レクリエーション、家族との交流の機会の確保

(9) 協力医療機関

阿知須共立病院	山口県山口市阿知須4841番地1
みやび歯科クリニック	山口県山口市江崎和井田 2699-1
いとう歯科クリニック	山口県山口市江崎 2224-5

(10) 留意事項

面 会 時 間	毎日14:30～16:00 ※感染症流行時には変更の可能性あり
外 出 ・ 外 泊	事前連絡上、外出・外泊届に記入必要
飲 酒 ・ 喫 煙	飲酒および喫煙不可
火 気 の 取 り 扱 い	火気の取り扱いは原則禁止
設 備 ・ 備 品	原則、施設外への持ち出し不可
所 持 品	名前の記入必要
金 銭 ・ 貴 重 品	多額の金銭、または貴重品の持ち込み不可
預 か り 金	要相談
迷 惑 行 為 の 禁 止	● 営利行為、宗教、特定の政治活動の宣伝活動 ● 喧嘩、口論、泥酔などで、他の利用者に迷惑を及ぼす ● 社会的秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する ● 指定した場所以外で火気を用いる ● 故意に施設もしくは設備に損害を与え、無断で持ち出す
外 出 ・ 外 泊 時 の 受 診	医療機関への受診が必要となった場合は直ちに連絡必要

(11) 禁止行為

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。

(12) 非常災害対策

計 画 策 定	震災、風水害、火災その他非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定する。
周 知 徹 底	計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを職員に周知徹底する。
防 火 管 理 者	山 本 賢 典
点 検	非常災害用の設備は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
防 災 設 備	スプリンクラー設置、消火用散水栓、自動火災報知器設置 非常通報装置、誘導灯、誘導標識、防火扉、屋内消火栓 自家発電装置、非常警報装置、消火器、ポーターマット
避 難 訓 練	非常災害に備えるため、避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を年2回以上実施する。
そ の 他	計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(13) 業務継続計画の策定等

措 置	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
研 修 及 び 訓 練	当施設は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
計 画 変 更	当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(14) 緊急時等の対応

- ① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録します。

(15) 事故発生の防止及び発生時の対応

① サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。 ③ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。 ④ 事故が発生したとき又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合、当該事実が報告され、その分析を踏まえた改善策を職員に周知徹底させる体制を整備します。 ⑤ サービス向上委員会(リスクマネジメント対策班)を毎月1回開催するとともに、看護職員・介護職員その他の職員に対する研修を年1回以上行います。	
損 害 保 険	介護老人保健施設総合補償制度加入
代 理 店	株式会社全老健共済会

(16) 感染症防止対策

指 針	感染症、食中毒が発生しないようにその予防及びまん延防止のため衛生管理に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。
周 知 徹 底	サービス向上委員会(施設内感染防止対策班)を毎月1回開催し、その結果を看護職員・介護職員及びその他の職員に周知徹底します。
教 育 研 修	看護職員・介護職員及びその他の職員に対し、感染症予防対策に関する教育・研修を年2回以上継続的に実施します。

(17) 褥瘡防止対策

指 針	褥瘡が発生しないように適切な看護・介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。
周 知 徹 底	サービス向上委員会(褥瘡対策班)を毎月1回開催し、その結果を看護職員・介護職員及びその他の職員に周知徹底します。
教 育 研 修	看護職員・介護職員及びその他の職員に対し、褥瘡対策に関する教育・研修を年1回以上継続的に実施します。

(18) 身体拘束等対策

記 録	当施設は原則として利用者に対し身体的拘束を廃止します。但し、当該利用者がまたは他の利用者等の生命または身体を保護するため等の緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載します。
周 知 徹 底	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図ります。
指 針	身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
教 育 研 修	介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

(19) 虐待防止対策

指 針	高齢者虐待を未然に防止するため、その発生を防止するための体制を整備しています。
周 知 徹 底	サービス向上委員会(身体拘束防止及び高齢者虐待防止対策班)を毎月1回開催し、その結果を看護職員・介護職員及びその他の職員に周知徹底しています。
教 育 研 修	看護職員・介護職員及びその他の職員に対し、高齢者虐待防止対策に関する教育・研修を年2回以上継続的に実施する。
通 報	虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政等へ通報します。

(20) 秘密の保持及び個人情報の保護

情 報 提 供	当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。但し、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されている事項は、情報の提供を行うことがあります。
措 置	退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らさめよう、必要な措置を講じます。
同 意	居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(21) 要望及び苦情等の相談

相 談 窓 口	老人保健施設ニューライフあじす 山口県山口市阿知須4165番地3
電 話 番 号	0836-65-5077
担 当 者	当房 奈津江
そ の 他	要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、1階に「ご意見箱」を設置していますのでご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(22)介護保険に関する公的相談窓口

山口市健康福祉部介護保険課 介護給付担当
山口市亀山町2-1 電話番号 083-934-2795
宇部市健康福祉部介護保険課 介護給付係
宇部市常盤町1丁目7-1 電話番号 0836-34-8396
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談班
山口市朝田1980-7 電話番号 083-995-1010
山口市基幹型地域包括支援センター
山口市亀山町2-1 電話番号 083-934-2758
山口市川西地域包括支援センター
山口市小郡下郷609番地5 電話番号 083-976-5711
山口市川西第2地域包括支援センター
山口市阿知須4226番地 電話番号 0836-39-9012

利用料金

短期入所療養介護

基本料金(1割負担の場合)

	在宅強化型	
	個室	多床室
要介護1	819円	902円
要介護2	893円	979円
要介護3	958円	1,044円
要介護4	1,017円	1,102円
要介護5	1,074円	1,161円

加算

送迎加算	184円
夜勤職員配置加算	24円
個別リハビリテーション実施加算	240円
認知症ケア加算	76円
療養食加算	8円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ口)	所定単位数の9.3%
若年性認知症利用者受入加算	120円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円
口腔連携強化加算	50円

介護予防短期入所療養介護

基本料金(1割負担の場合)

	在宅強化型	
	個室	多床室
要支援1	632円	672円
要支援2	778円	834円

加算

送迎加算	184円
夜勤職員配置加算	24円
個別リハビリテーション実施加算	240円
療養食加算	8円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ口)	所定単位数の9.3%
若年性認知症利用者受入加算	120円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円
口腔連携強化加算	50円

食費

朝 食	420円	1食当たり
昼 食	650円	1食当たり
夕 食	650円	1食当たり

滞在費

従来型個室	1,700円	1日当たり
多 床 室	460円	1日当たり

※「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者自己負担額は下記のとおりです。

	食 費 【ショートステイ】	居住費	
		個 室	多床室
第 1 段 階	300円 【300円】	550円	0円
第 2 段 階	390円 【600円】	550円	430円
第 3 段 階①	680円 【1,030円】	1,370円	430円
第 3 段 階②	1,420円 【1,360円】	1,470円	530円

特別な室料

部屋代(1人部屋)	550円	1日当たり
部屋代(2人部屋)	220円	//

特別な食費(嗜好に基づきご希望された場合、施設より提供します)

おやつ(1種類につき)	77円	1回当たり
行事食(概ね月2回)	440円	1回当たり

電気器具使用料

電気器具 (1器具につき)	77円	1日当たり
------------------	-----	-------

日常生活費(ご希望により施設で提供出来ます)

オーラルピース	1,320円	1本
食事用エプロン	66円	1日当たり
施設洗濯代	165円	1点
テレビカード代	1,000円	1枚当たり
理美容代	別紙参照	1回当たり
希望による部活材料費	実費	

日常生活費(通常サービス)

入浴セット	440円	1回当たり(入浴時)
おしぼり	132円	1日当たり
歯ブラシ	165円	1本
歯磨き粉	220円	1本
義歯洗浄剤	33円	1日当たり
洗濯代(業者委託)	3,960円	月定額【ただし月途中は 日額132円】

入所セット

Cセット	バスタオル・タオル	280円	1日当たり
------	-----------	------	-------